

浸透枿モニター制度実施に関する基準

(趣旨)

第1 この基準は、浸透枿モニター制度実施要綱（平成23年鎌ヶ谷市告示第67号、以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第2 要綱第3条に規定する適用区域は、原則として浸透施設設置適地図（別図1）の台地部とするが、崖地部や低地部であっても、現地の状況により浸透枿の設置が適当と市が判断した場合には、適用区域とすることができる。なお、地下水位が浸透枿の底面より50cm未満の場合、斜面崩壊を起こす恐れのある傾斜地及び工場跡地や埋立地等で土壤の汚染物質を拡散、地下水を汚染する恐れのある区域は適用除外とする。

(申請方法)

第3 要綱第5条第2項に規定する申請方法は、市へ直接持参、郵送又はインターネットメールによる申請のいずれかの方法により申請するものとする。なお、インターネットメールによる申請の場合の押印は、要綱第5条第3項に規定する調査時に押印するものとする。

(報告基準)

第4 要綱第7条第1項に規定する報告基準は、6月から9月のいずれかの月を含む年3回以上について7月、11月、3月の末日までに、市に報告するものとする。ただし、浸透枿設置初年度は、この限りでない。

(設計基準)

第5 雨水浸透枿の設置に関する設計基準については、鎌ヶ谷市雨水浸透枿設置指針を準用するものとする。

1 構造基準 浸透枿の標準構造は、浸透枿標準構造図（別図2）のとおりとし、1基当たりの基準浸透量は、 $0.34 \text{ m}^3/\text{hr}$ とする。建物の配置等により、これにより難しい場合は、標準構造と同等の浸透量を有する構造に変更することを可とし、単位設計浸透量は、次式により算出するものとする。

(1) 単位設計浸透量 $Q=C \times Q_f$

C:影響係数=0.81

Q_f :設置施設の基準浸透量（浸透枿1基当たり）

(2) 基準浸透量 $Q_f = k_o \times K_f$

k_o :土壤の飽和透水係数=0.0682(m/hr)

K_f :設置施設の比浸透量(m^2)

2 設置数量 設置数量は、別表1のとおりとする。

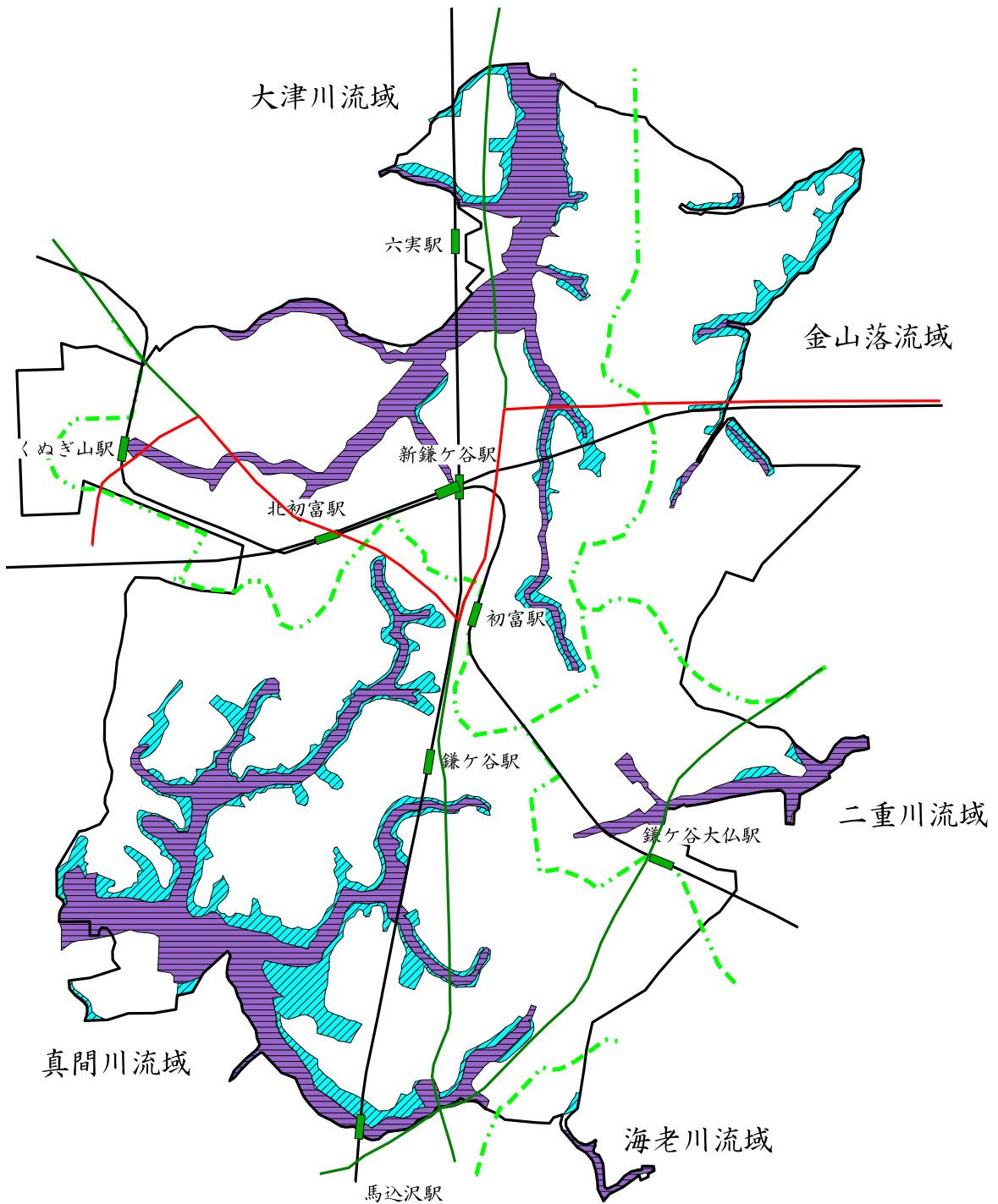
(施設の施工)




第6 雨水浸透枡は、既存の雨水枡に換えて設置することを原則とするが、これにより難しい場合は、新設することも可とする。また、設置の際の掘削、埋め戻し、転圧等の施工にあたっては、自然の地山の浸透能力を損なわないように配慮するものとする。

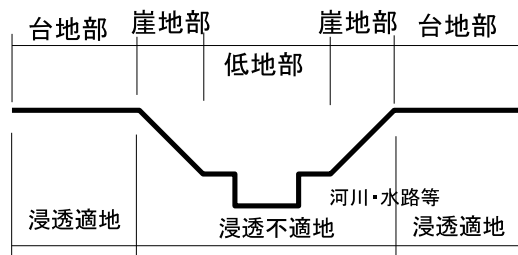
(その他)

第7 浸透施設の設計、施工、維持管理の詳細については、「雨水浸透施設技術指針[案]（社団法人雨水貯留浸透技術協会編）」によるものとする。

浸透施設設置適地図

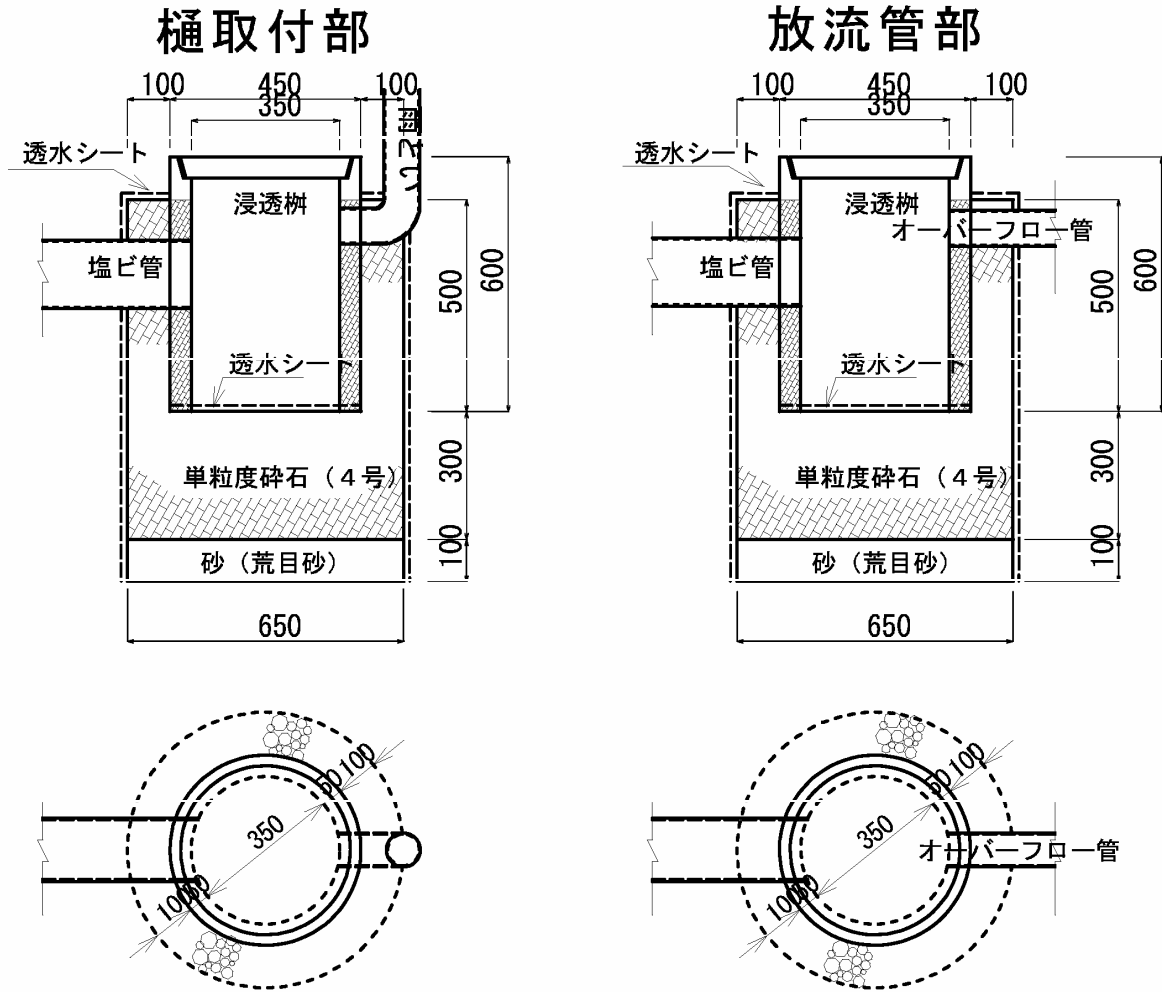


- 台地部 
- 崖地部 
- 低地部 



別図 2 (第 5 関係)

浸透枿標準構造図



別表 1 (第 5 関係)

敷地面積	設置数量
200 m ² 未満	浸透枿 2 個以上
200 m ² 以上 300 m ² 未満	浸透枿 3 個以上
300 m ² 以上	浸透枿 4 個以上